

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働二四)
- 保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令 (同二五)

〔告 示〕

- 天皇皇后両陛下は三重県へ行幸啓になる件 (宮内庁三)
- 納付受託者の事務所所在地の変更の件 (総務八八)
- 登録証明機関の住所の変更に関する件 (同八九)
- 登録認定機関の住所の変更に関する件 (同九〇)
- 登録証明機関の住所及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件 (同九一)
- 登録認定機関の住所及び技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件 (同九二)

- 除籍が滅失した件 (法務六七)

- 除籍の一部が滅失した件 (同六八)

- サントメ・プリンシペ民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務八一)

- ヨルダン・ハシェミット王国政府に

- 対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件 (同八二)

- 雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件 (厚生労働六八)

- 雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件 (同六九)

- 雇用保険法第六十一条第二項第二号に規定する支給限度額を変更する件 (同七〇)

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件 (同七一)

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件 (同七二)

- 一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する件 (国土交通三七二)

- 高速自動車国道に関する件 (同三七三)

- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定に基づき使用の認可をした件 (同三七四)

- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同三七五)

- 磐梯朝日国立公園の公園区域を変更する件 (環境三六)

- 磐梯朝日国立公園の公園計画を変更する件 (同三七七)

- 磐梯朝日国立公園の特別地域の区域を変更する件 (同三八)

- 磐梯朝日国立公園の集団施設地区を解除する件 (同三九)

- 国立公園の公園事業を決定する件 (同四〇)

- 国立公園の公園事業を廃止する件 (同四一)

- 国立公園の公園事業を変更する件 (同四二)

- 〔国会事項〕

- 〔人事異動〕

- 内閣 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔告 告〕

諸 事 項

官 庁

財団、隊員の懲戒処分、退職手当支

給制限処分関係

裁 判 所

相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、再生関係

地 方 公 共 団 体

教育職員免許状失効関係

会 社 そ の 他

○厚生労働省告示第七十一号
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき、同条第五項に規定する自動変更対象額を次のとおり変更する。ただし、告示の日前における就職促進手当の日額の算定については、厚生労働大臣が別に定める日から適用する。
平成三十一年三月十八日
厚生労働大臣 根本 匠

○国土交通省告示第三百七十二号
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第十一条第三項の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和六十二年運輸省告示第四十九号）の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十一年三月十八日
国土交通大臣 石井 啓一

○厚生労働省告示第七十二号
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第九項の規定に基づき、同条第八項に規定する控除額を次のとおり変更する。ただし、告示の日前に得た収入に係る控除額の算定については、厚生労働大臣が別に定める日から適用する。
平成三十一年三月十八日
厚生労働大臣 根本 匠

○国土交通省告示第三百七十四号
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき使用の認可をしたので、法第二十一条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成三十一年三月十八日
国土交通大臣 石井 啓一

○国土交通省告示第三百七十三号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十一年三月十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月十八日
国土交通大臣 石井 啓一

区 間	変更前	後 別	敷地の幅員	延 長
西宮市名塩東久保四七四一番七から同市名塩東久保三五〇番まで	前	最大	九二メートル	（メートル）
	後	最大	四四	（メートル）
	前	最小	四八	（メートル）
	後	最小	四四	（メートル）

○国土交通省告示第三百七十四号
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき使用の認可をしたので、法第二十一条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成三十一年三月十八日
国土交通大臣 石井 啓一

第一 認可事業者の名称 大阪府知事
第二 事業の種類 一般河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）
第三 事業区域 「一」延長：約〇・三キロメートル
「二」地下七十一メートルから八十六メートル
「三」大阪府大阪市都島区中野町五丁目・都島本通二丁目地内（寝屋川北部地下河川排水機場から（主）市道赤川天王寺線（都島本通交差点））
「四」延長：約一・四キロメートル
地下六十九メートルから八十五メートル
大阪府大阪市城東区野江三丁目・野江四丁目・成育三丁目・成育二丁目・関目一丁目・関目二丁目地内（市道片野江森小路線（野江四交差点）から城北川取水施設）

○国土交通省告示第三百七十五号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成三十一年三月十八日
国土交通大臣 石井 啓一

第五 使用の期間
平成三十三年度から施設の存続する限り

改正後	改正前
<p>（運賃の割引） 第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きします。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市又は中核市にあつては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が本人であることを確認したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき</p>	<p>（運賃の割引） 第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きします。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市にあつては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき</p>

○国土交通省告示第三百七十五号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成三十一年三月十八日
国土交通大臣 石井 啓一